

高齢者住宅改造費助成事業のご案内

北区では、既存の住宅環境では日常生活を送ることが出来ない65歳以上の方に対して、自立した日常生活の支援、要介護状態の予防および悪化防止、介護負担の軽減等の目的のために、住宅改造に要する費用を助成しま

対象

以下のすべてに該当する方

- ・北区に住所のある65歳以上の在宅の方で、住宅改造が必要と認められた方
- ・介護保険の要介護認定を受けた方（非該当も含む）

| 制度別 介護保険判定結果 | 区 の 制 度 | | 介護保険の制度 |
|-----------------|----------|------|---------|
| | 介護予防住宅改造 | 設備改造 | |
| 要支援 1・2 要介護 1～5 | × | ○ | ○ |
| 介護保険非該当と判定された方 | ○ | × | × |
| 要介護認定を受けていない方 | × | × | × |

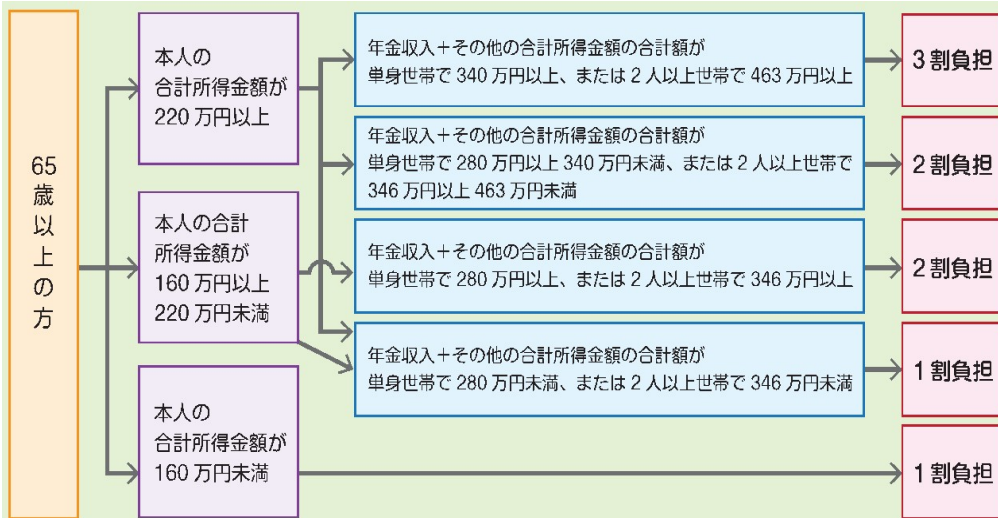
住宅改造種目 及び 助成限度額

| 区 の 制 度 | 介護保険判定結果 | | 助成の種目 | 助成の金額 | |
|------------------|---|---|----------------------------|---|--|
| | (介護 保険 予 防 住 宅 改 造 と 同 じ) | 介護 保 険 非 該 当 (自 立) | | 各限度額 | 各種目ごとに限度額の 7割～9割助成 (1割～3割自己負担) 限度額を超えた分は 全額自己負担 です。 ⑥浴槽取り替えのうち浴槽は介護保 険の住宅改修でも対応可能です。 ⑦流し・洗面台の取り換え、便器の 洋式化については*1参照 |
| 制 度 | | | ①手すりの取り付け | 合計で10万円（限度額） ①～⑤の合計のうち限度額の 7割～9割助成（1割～3割自己負担） 限度額を超えた分は全額自己負担です。 | |
| | | | ②段差の解消 | | |
| | | | ③滑りの防止、移動の円滑化のための床材 の変更 | | |
| | | | ④引き戸等への扉の取り替え | | |
| | | | ⑤洋式便器等への便器の取り替え | | |
| | 設 備 改 造 | 要 支 援 ・ 要 介 護 | ⑥ 浴槽の取り替え | 200,000円 | 各種目ごとに限度額の 7割～9割助成 (1割～3割自己負担) 限度額を超えた分は 全額自己負担 です。 ⑥浴槽取り替えのうち浴槽は介護保 険の住宅改修でも対応可能です。 ⑦流し・洗面台の取り換え、便器の 洋式化については*1参照 |
| | | | 浴槽上限額 | 58,300円 | |
| | | | 給湯器上限額 | 104,900円 | |
| | | ⑦ 流し・洗面台の取り替え *1 | 156,000円 | | |
| | | ⑧ 便器の洋式化 *2 | 106,000円 | | |

*1 ⑦の対象者は屋内での車いす利用者もしくは歩行できない方（主治医の意見書や調査書で屋内で車いす利用と記載されている）が対象となります。

*2 便器の洋式化は、介護保険が優先となります。ただし、①～④の改修項目を行い、利用限度額の残額50,000円以下の方は⑧便器の洋式化の助成を受けることができます

自己負担割合



1、「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。
2、「その他の合計所得金額」とは、上記の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は減免申請をすることができます。

利用にあたっての注意点

- * 工事着工前の申請が必要です。着工後の申請は無効です。
- * 区の制度については、既存の設備では身体状況において使用できない場合に限りです。
- * 老朽化に伴う取り替え、新築工事に併せ施工するものは対象外です。
- * 福祉用具で対応できるものは、福祉用具を利用することを優先します。

お問い合わせ

北区健康福祉部高齢福祉課

高齢福祉係

3908-1158